

重粒子線がん治療に係る 利子補給について

1 対象となる方

- ・ 山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受けた山形市民の方
- ・ 山形市内に1年以上住所を有する方
- ・ 山形市の市税等に滞納がない方
- ・ 世帯の課税総所得が600万円以下の方

2 対象となる治療

山形大学医学部東日本重粒子センターで受けた重粒子線治療のうち、公的医療保険が適用とならない先進医療によるがん治療（病院で御確認ください）

3 助成内容

重粒子線がん治療のための借入金（※）に係る利子×約1／2
※照射治療費－（先進医療特約保険等の給付金＋治療費助成金）
↑上限314万円

申請できる方：ローンを借入れた患者本人・その同一世帯の方・その親族の方

対象ローン：荘内銀行、きらやか銀行の先進医療ローン
（年利6％以内、対象期間84か月（7年）以内）

助成の流れ：（1）金融機関でローンを借り入れる



（2）病院に照射治療費を支払う



（3）利子補給対象者の認定申請をする

必要書類（★は窓口及び市ホームページに御用意しております）

①申請書（様式第1号）★

②誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（様式第2号）★

※朱肉印の押印が必要です。

③重粒子線がん治療の日程が分かる書類

（例）予診票の写し

④照射治療費の支払を証明する書類

（例）領収書の写し、先進医療特約保険等の給付金の額が分かる書類

⑤金銭消費貸借契約書の写し

⑥返済予定表の写し

⑦課税証明書等

（申請者及びその同世帯の方に、次のA、Bに該当する方がいる場合のみ）

A 申請日が令和8年4月1日～同年5月31日で、
令和7年1月1日時点で山形市に住所のない方がいる場合
→その方の令和6年の所得及び課税を証明する書類

B 申請日が令和8年6月1日～令和8年3月31日で、
令和8年1月1日時点で山形市に住所のない方がいる場合
→その方の令和7年の所得及び課税を証明する書類

⑧患者の親族であることを証明する書類（親族の方が申請する場合のみ）

↓

(4) 利子補給の認定通知を受け取る

↓

(5) 金融機関に借入金を返済

↓

(6) 利子補給の交付申請をする

※申請は1年分ずつになります。

1月1日から12月31日に支払った利子の合計額を、
翌年1月末日までに申請してください。

必要書類 (★は窓口及び市ホームページに御用意しております)

①申請書兼請求書(様式第6号)★

②(4)で受け取った認定通知の写し

③金銭消費貸借契約書の写し

④返済予定表の写し

⑤利子支払証明書(様式第7号)★

(市の様式に、借入先の金融機関から記入していただいでください。)

⑥その他必要な書類

↓

(7) 利子補給を受ける

お問い合わせ

健康医療部 健康増進課 健康計画推進係

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号霞城セントラル4階

電話番号：023-616-7270

メール：kenko@city.yamagata-yamagata.lg.jp